

奈良県告示第三百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年二月三日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
乾 敬治朗	サクラ整骨院 桜井市大字戒重四一三―三 アネックス奥村一〇一号室	平成二十八年十二月三十一日
庫本 康司	はなまる整骨院 生駒市あすか野南二丁目一― 六	平成二十九年一月四日
中山 誠	ひまわり整骨院 大和郡山市小泉町二八八〇― 一―一〇五	平成二十九年一月四日